平成２４年（フ）第２４２９号
福岡市南区的場２丁目８番1308号
債務者　杠　　幸江
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４３０号
福岡市博多区諸岡４丁目21番５号
債務者　濱地三保子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４３１号
福岡市城南区干隈１丁目17番12号
債務者　角　　弥子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４３３号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央４丁目11番41号
債務者　長野　康隆
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４５６号
福岡市博多区東月隈３丁目１番６―102号
債務者　薄井　英二
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４５７号
福岡市博多区東月隈３丁目１番６―102号
債務者　薄井早栄子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４６４号
福岡市博多区麦野５丁目６番６―102号
債務者　半田　保子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４６５号
福岡市東区箱崎１丁目６番16―505号
債務者　花田　志穂
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４６８号
福岡市博多区東光寺町１丁目７番23―303号
債務者　白木　　守
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４６９号
福岡市西区壱岐団地53番204号
債務者　榎田　留吉
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４７０号
福岡市中央区小笹１丁目22番25―208号
債務者　岩瀬　清子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４７２号
福岡市城南区七隈５丁目10番６号
債務者　林　　耕邦
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５２６号
福岡県京都郡みやこ町勝山松田2848番地24
ビレッジ勝山201号
債務者　舛田奈津子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５２８号
福岡市南区老司４丁目16番48号
債務者　板山　敏春
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９号
福岡市博多区千代６丁目３番５―2015号
債務者　倉員　　健
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０号
福岡市早良区原団地17番501号
債務者　板谷　利行
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２４号
福岡県田川郡香春町大字採銅所5995番地
債務者　カルテルこと　木嶌　直久
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第２号
福岡県田川郡糸田町1411番地10、前住所福岡県田川郡糸田町1645番地
債務者　鎌田　明彦
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所田川支部